

令和5年(2023年)1月13日

長野県庁生活協同組合
代表理事 理事長 玉井 直

「自動販売機」設置事業者の募集について(公告)

下記のとおり、自動販売機の設置事業者を募集します。

希望者は、募集期間内に必要書類を添えて応募してください。

記

1 募集する自動販売機の販売品目及び設置場所・種類・台数等

- (1) 販売品目 清涼飲料、乳飲料・乳酸菌飲料
- (2) 設置場所等 別紙「公募内容一覧表」のとおり 【計21台】

2 契約期間

令和5年(2023年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日までの3年間
(期間満了の1ヶ月前までに双方から意思表示がなければ、同じ条件で最長3年間まで更新が可能)
※ 延べ6年間の契約

3 応募資格

- (1) 国や県の機関で自動販売機の設置・運営の実績がある事業者
- (2) 長野県内に営業所等を有し、自動販売機の管理運営・納品等に即応できる事業者
- (3) 暴力団と関係のない事業者

4 提出書類

- (1) 見積書
- (2) 県が推進する施策に呼応した取り組み提案書
- (3) 設置予定の自動販売機および回収ボックスのパンフレット(寸法入り)
- (4) 応募者の会社及び事業概要

5 募集スケジュール

- (1) 募集期間 令和5年2月6日(月)から令和5年2月20日(月)まで
- (2) 事業者決定 令和5年3月6日(月)以降

6 募集条件

応募に際し、下記の事項にご留意ください。

- (1) 見積金額は、自動販売機一機種ごとの、1年間の設置料を、消費税抜きで記載してください。（販売する種類・内容量等及び価格については基本、制限は設けません。）
- (2) 自動販売機の傍に、使用済み容器の回収ボックスを、缶／ペットボトル／ビンなど種類ごとに最低1個は設置してください。
- (3) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、落札事業者の負担となります。
- (4) 自動販売機ごとに電気使用量を計測するメーターを設置するとともに、メーターで計測された電気使用量に基づく電気料及び自動販売機（空容器回収ボックスを含む。）の使用面積に応じた行政財産使用料は、落札事業者の負担となります。
- (5) 次の【例外】を除き、自動販売機ごとに、見積金額が最も高い者を落札事業者とします。

【例外】

・同一庁舎の、同一場所にある、複数の機種（「公募内容一覧表」の備考欄に「★」印がある機種）については、一応募者が複数の機種の最高額を入札したとしても、複数機種の中の最高額の一機種のみを落札予定とし、それ以外の機種の見積は無効とする、いわゆる“一抜け方式”とします。

ア ただし、他に入札者が無い場合及び予定価格以上の有効な見積が無い場合は、一機種目以外の見積も有効とします。（一者で複数機種の落札事業者とします。）

イ また、落札予定の機種以外の入札が、落札予定の機種とは商品構成が全く異なる混載機にする等の意思があり、混載等の提案が見積書（別用紙での提案も可）に記載があり、その提案が適切かつ有望で、自動販売機の利用者にその違いや魅力が明確に伝わる内容である場合は、一機種目以外の見積も有効とします。（一者で複数機種の落札事業者とします。）

- (6) 「県庁舎／1階／県民ホール／県-2（向かって右）」については、県民の利用も多いことから『災害対応型自動販売機』を募集します。

※『災害対応型自動販売機』とは、地震などの大きな災害が発生した際に、自動販売機内の飲料を無料で提供することが可能な機種です。

- (7) 本事業は、長野県庁生活協同組合が、長野県から行政財産使用許可を受けることが基本となります。

- (8) 「4 提出書類 (2) 提案書」は、県が推進する『持続可能な脱炭素社会の創出』（CO2削減、節電、ゼロカーボンなど）や『循環経済への転換の挑戦』（プラスチックごみ等の削減など）、『危機管理・防災』（被災者支援など）に呼応する取り組み事例を“プロポーザル”として提出してください。

※ 最も優れた提案内容については、応募価格に一定割合を加算して他の応募者の価格と比較します。（詳細は、提案書の【注釈】をご覧ください。）

7 書類提出先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県庁生活協同組合

電話 026-233-4071 (直通) / FAX 026-234-1028

E-mail info@pref-nagano-coop.or.jp

【お問合せ担当者】

長野県庁生活協同組合

専務理事 西原 誠一 / 事務局長 竹内 誠